筑後信用金庫としての一般事業主行動計画への取り組み

筑後信用金庫行動計画

全ての職員が仕事と子育てを両立し、全職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境を実現する為に次のような行動計画を策定する。

・計画期間　　令和6年4月1日　～　令和9年3月31日

・計画内容

目標１　所定外労働時間の削減の為、定期的にノー残業デーを設定し実施する。

＜対策＞

令和6年4月～　　毎週水曜日をノー残業デーとする。

（翌年以降も同様）

目標２　年次有給休暇の金庫職員全体での取得率（付与日数対比）を50％以上とする。

＜対策＞

令和6年4月　　全職員の令和6年度のリフレッシュ休暇(連続休暇）の取得予定を提出。

令和6年4月　～　　総務部により、リフレッシュ休暇（連続休暇）状況を管理する。予定どおり休暇を取得しない場合、ヒアリング等を実施する。

（翌年以降も同様）

目標３　計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

女性職員　・・・　取得率を90％以上とすること。

＜対策＞

令和6年4月　～　　出産予定の女性職員に対し、育児休業の制度を総務部より周知し取得推進を図る。

目標４　出生時育児休業（産後パパ育休）の取得促進を図る。

＜対策＞

令和6年4月　～　　配偶者が出産予定の男性職員に対し、総務部より制度の周知を行い取得推進を図る。